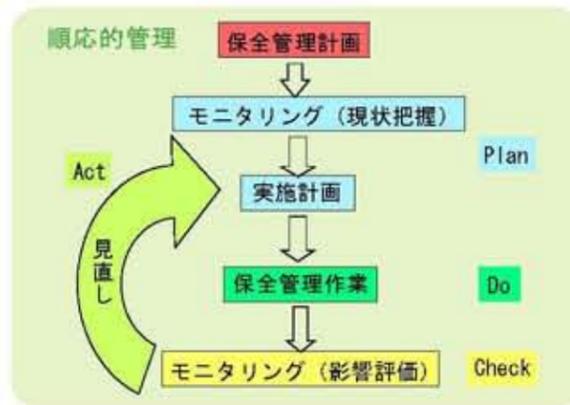


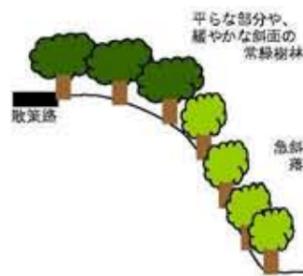
将来像をめざす際のルール（保全管理指針）

- ・現在の植生から目標植生に近づけていくために、順応的管理（調査結果から計画を見直す管理方法）を行います。
- ・人が手を入れる場合の技術的指針も定めています。
- ・希少生物に注意して、*モニタリングしながら作業する。
- ・源流域の森として、乾燥させないようにする。
- ・各管理作業地で10%以上は手をつけない。
- ・大木を保護する。

など（詳しくは保全管理計画書参照）



*「モニタリング」とは、自然環境や生物の変化を記録するために行う調査。同じ場所・同じ方法で行うことで、作業前の現状把握と作業後の影響評価がわかる。



緑地全体のモニタリング
モニタリングデータの保管・公表
実施計画のチェック
緑地全体の作業時期・場所の調整
保全管理計画の見直し
市民団体では作業できない部分の管理

横浜市

市民団体
作業地の作業前後のモニタリング
モニタリングデータの提出
実施計画の作成・提出
保全管理作業
実施計画の見直し

**市と市民が協働で、
森づくりを
行っていきます。**

未来の子供たちのために、一緒に生き物のたくさんいる源流域の自然環境を残しましょう。

円海山周辺の緑地での森づくり・指針などの問い合わせ先

環境創造局環境活動事業課:TEL045-671-2624, FAX045-664-4425

保全管理計画は<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/green/hozenkeikaku/>からもご覧になれます。

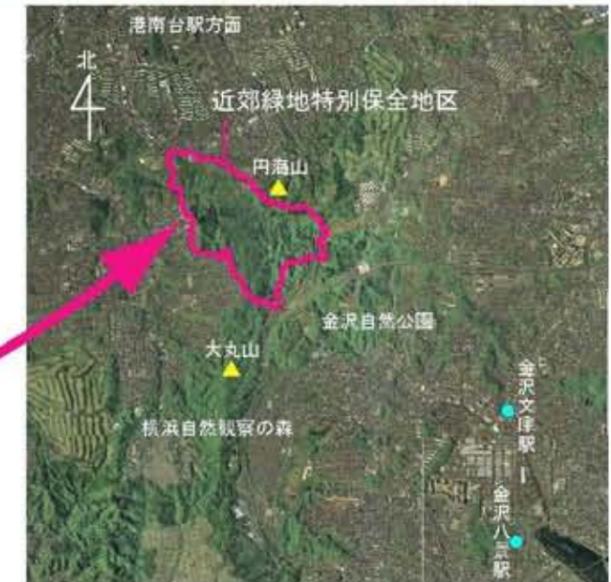
「いきものに触れ合える、人もいきものもにぎわう森！」をめざして 円海山近郊緑地特別保全地区の保全管理計画

横浜市南部の円海山周辺には、市内で最も大きな緑地が残されています。このうち、円海山*近郊緑地特別保全地区として指定されている区域（約100ha）について、森の将来像と森づくりのルールを定め、市民と市が協働で「いきものに触れ合える、人もいきものもにぎわう森」を目指します。

*「近郊緑地特別保全地区」とは、首都圏の特に良好な緑地を法指定により水道的に保全する制度で、円海山近郊緑地特別保全地区は、昭和44年に指定されています。



横浜の緑の七ヶ所と川
（「水と緑の基本計画」より転載）



「いきものに触れ合える、人もいきものもにぎわう森！」とは…

横浜市の緑地はここ30年で急激に減少するとともに、細分化していますが、円海山周辺には大きな緑地が残されています。そのため、現在でも多くの生き物が生息し、また周辺の緑地への生物供給源としての役割も担っていると考えられます。また、都市の中の貴重な緑地として、多くの人々が楽しみ、利用するだけでなく、その保全のために関わっています。これらのことから、円海山周辺の緑地では、生物多様性の保全を目的とするとともに、人とその他の多くの生き物との共存を目指します。

<計画策定にあたって>

本計画は、2004～2007年にかけて、専門家のアドバイスを受けながら、横浜市と市民が協働で現地を調査し、緑地の目指す方向性やルールなどについて意見を出し合いながら策定したものです。